

ひがし よとがわ

HIGASHI
YODOGAWA

あなたに もっと
あなたと もっと



東淀川区は令和7年4月1日に
区創設100周年を迎えました!

7

2025

令和7年

No.350

発行日:毎月1日
(4月号は3月31日)



7月に参議院議員通常選挙が行われます 必ず投票しましょう



参議院議員通常選挙は、今後の日本の進路を決める重要な選択の機会です。有権者の皆さん、必ず投票しましょう。日程などは投票案内状でご確認ください。

期日前投票・不在者投票

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある方は、名簿登録地の区役所などで期日前投票ができます。

【期日前投票・不在者投票の期間】

- 公示日の翌日～投票日の3日前(木曜日) 8:30～20:00
- 投票日の2日前(金曜日)～投票日の前日(土曜日) 8:30～21:00まで
時間延長しています。

なお、出張などの都合により名簿登録地の区役所などでの期日前投票ができない方は滞在先の市区町村選挙管理委員会、また、不在者投票の施設として指定された病院などの施設に入院・入所している方はその施設で、それぞれ不在者投票ができます。また、身体に一定の重度障がいなどのある方は、郵便などによる不在者投票ができますので、あらかじめ区の選挙管理委員会において郵便等投票証明書の交付を受けてください。

※ご請求・投票用紙などの郵送のやり取りに時間を要するため、お早めに手続きをお願いします。

※滞在先での不在者投票の投票場所・時間は、滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。

〒東淀川区選挙管理委員会 ☎06-4809-9626 ☎06-6327-1920

安心して投票所へ

障がいのある方も不自由なく投票できるように、各投票所に車いす用の投票記載台や段差解消のためのスロープなどを設置しています。なお、投票の際に手話通訳が必要な方は、事前に区の選挙管理委員会(区役所内)へ、住所・氏名・ファックス番号(電話番号)を書いて郵送又はファックスなどで申し込んでください。

投票案内状を投票所へ

世帯ごとにまとめて封書で投票案内状をお送りしますので、ご自身の投票案内状を投票所へお持ちください。投票案内状は7月9日(水)頃までに、各世帯にお届けする予定です。なお、投票案内状が届く前でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票は支障なくできますので、投票所で受付の職員にお申し出ください。

点字投票・代理投票

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。また、ご自身で用紙への記入が困難な場合は、代理投票ができます。各投票所でお気軽にお申し出ください。

選挙公報について

候補者の氏名や政見などが記載された選挙公報は、投票日2日前までに、市内全世帯に戸別配布します。また、公示日2日後頃から大阪府選挙管理委員会のHPに掲載される予定です。

🔍 大阪市選管 選挙公報

候補者情報は
こちらからご確認ください



地域の身近な相談役

地域福祉コーディネーター ▶12面

困りごと・気づきなど

- 高齢の一人暮らしで不安
- 障がいがあっても気軽に
出かけた
- 閉じこもりがち
- 子育ての悩み
- 家族の介護のこと
- 近所に心配な高齢者がいて…
など



地域福祉 コーディネーター

地域の会館などで
お待ちしております

相談

見守り

つなぎ

各種専門機関 など



地域での見守り

専門職

各種団体

区役所

など

ふれあいの場・
支え合う場
づくり

地域
ボランティア
活動の推進

広報啓発・
研修への
参加

お困りごとを
一緒に考え、支援につなぐ
あなたのまちの
身近な相談役です



3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナシップで
目標を達成しよう



7月号 目次

- 1・12 地域の身近な相談役 地域福祉コーディネーター
- 2・4 東淀川区からの
情報・お知らせ
- 5 区政会議
- 6・7 東淀川区イチ推し!万博情報
情報・お知らせ
- 8 防災特集
- 9・11 大阪市民のみなさんへ

【区の面積】13.27km²

【区の人口】177,756人

【区の世帯数】105,228世帯
(令和7年6月1日現在推計)



大阪市LINE
(ライン)



X (旧Twitter)



YouTube
(ユーチューブ)



Facebook
(フェイスブック)



東淀川区役所

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2-1-4

区役所代表 ☎06-4809-9986 ☎06-6327-1920

各記事についての問合せは、各問合せ先をお願いします。

東淀川区
ホームページ

🔍 東淀川区役所



区の花
「こぶし」

■広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、東淀川区が推奨するものではありません。

広告

開庁時間

【平日】9:00～17:30 【金曜日】19:00まで延長(区役所出張所を除く一部窓口) 【27日(日)】19:00～17:30(区役所出張所を除く一部窓口)
※月曜などの休み明けは混雑します。毎週金曜の延長窓口などもご利用ください。 ☎総務 3階31番 ☎06-4809-9625